定款



一般社団法人 奈良県猟友会

目次

第1章	総	則	1
第2章	目的及	で事業	1
第3章	会	員	1
		会	
		員	
		<u> </u>	
第7章	資産及	で会計	5
)変更及び解散	
第9章	顧	問	6
第10章	事務	5局	7
		則	

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県猟友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

(支部)

第3条 本会は、総会の決議を経て支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道徳の向上を通じて、有益鳥獣の保護、有害鳥獣の捕獲、鳥獣資源の確保及び狩猟の適正化を図り、農林業の振興及び自然環境の保護 改善に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 狩猟道徳及び狩猟技術の向上に関する事業
 - (2) 野生鳥獣の保護増殖及び鳥獣資源の確保に必要なる事業
 - (3) 鳥獣資源に関する調査研究に関する事業
 - (4) 有害鳥獣駆除の実施
 - (5) 官公署より委託された事業の処理
 - (6) 鳥獣行政への協力に関する事業
 - (7) 前各号のほか本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

- 第6条 本会の会員は、奈良県下における一定の地域を単位とする狩猟団体とする。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員となろうとする者は、入会申込書及び会則を提出し、理事会の承認を 受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年会員は、その構成員1 人につき、本会の総会の決議により定められた金額に構成員の数を乗じて得た金額を支払うものとする。

一般社団法人 奈良県猟友会 定款 2024/5/20

(退会)

第9条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員 を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その 資格を喪失する。
 - (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の事由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の14日前までに会員に対し必要事項を記載 した書面により通知しなければならない。



(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員の議決権は、次のとおりとする。

構成員数	議決権の個数
50人以下	1
51人~100人	2
101人~150人	3
151人以上	4

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権 の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令及び定款に定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。

(議決権の代理行使)

- 第19条 総会に出席しない会員は、委任状を本会に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。
- 2 前項の場合における前条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長が指名した議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 13名以上18名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって一般法人 法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事は、会員の代表者及び本会が行う事業に関し学識経験等のある者の中から選任する。
- 3 監事は、会員の代表者の中から選任する。
- 4 会長及び副会長は理事会において理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執 行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分 担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をする事ができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 第22条第2項により選任された理事及び同条第3項により選任された監事が、会員 の代表者の職を失ったときは、退任する。
- 3 理事及び監事が、第21条に定める定数に足りなくなるときは、速やかに理事及び監事を選任する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会 長が議長の職務を代行する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知 したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第35条 理事の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。



(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属証明書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時 総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承 認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び 会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に揚げる法人又は国若し くは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 顧 問

(顧問)

- 第43条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、以下のとおりとする。
 - (1) 顧問は、会長が推薦し、理事会において選任する。
 - (2) 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 3 相談役は、以下のとおりとする。
 - (1) 相談役は、理事会において選任する。
 - (2) 相談役は、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第10章 事務局

(事務局)

- 第44条 本会に事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。
- 2 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 他の職員は会長が任命する。

第11章 雑 則

(規約)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事(会長)は上田光彦とし、業務執行理事(副会長)は山田 由比己、福西貢及び曽我部和英とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和6年5月20日

奈良県奈良市内侍原町6番地の1 奈良県林業会館2階 一般社団法人奈良県猟友会 代表理事 喜久山 淳三



